

公民連携地域課題解決支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

安城市健幸=SDGs課

1 業務の目的

本市では、市民の利便性や快適性を向上させるため、公民連携による多様な取組みを推進している。公民連携地域課題解決支援業務は、市民サービスの向上や、イノベーションによる新たなビジネスの創造を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題を市が提示し、市と民間事業者等が協働で実証実験（協働事業）を実施するものである。

本事業を効果的・効率的に行うため課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援、実証実験（協働事業）におけるファシリテート及びプロジェクト管理を的確に行うことができる支援事業者（以下、受託者）を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

公民連携地域課題解決支援業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

公民連携地域課題解決支援業務仕様書（別紙1）を参照

(4) 事業期間

業務締結日の翌日から令和5年3月31日

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 委託料の上限

5,500千円(消費税および地方消費税を含む)

5 プロポーザルのスケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 公告 | 令和4年4月 1日 (金) |
| (2) 質問受付期限 | 令和4年4月 8日 (金) 午後5時 |
| (3) 質問事項の回答 | 令和4年4月15日 (金) |
| (4) 提案書提出期限 | 令和4年4月26日 (火) 午後5時 (必着) |
| (5) プロポーザル審査会 | 令和4年5月10日 (火)
予備日 5月12日 (木) |
| (6) 審査結果通知 | 令和4年5月17日 (火) |
| (7) 契約締結 | 令和4年5月中 |

6 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。また、安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加者名簿（物品・その他委託）に掲載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (4) 通知の日から業務提案書の提出期限までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとします。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けません。なお、質問の回答は本要領及び公民連携地域課題解決支援業務仕様書（別紙1）の追補とします。

(1) 提出方法

ア (4) 提出先に記載のメールアドレスあてに電子メールで提出してください。なお、電子メールを送信した旨を電話連絡してください。

イ 件名は「【提案者名を記入】公民連携地域課題解決支援業務質問書」としてください。

ウ 質問にあたっては、様式4を使用してください。

(2) 提出期限

令和4年4月8日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和4年4月15日（金）までに、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

(4) 提出先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市企画部健康=SDGs課 公民連携係 木村

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp

8 提案書の提出

(1) 書類提出方法

提案書は、安城市健幸=SDGs課公民連携係まで持参又は郵送してください（書留郵便に限る。提出期限までに必着）。郵送の場合は、送付した旨の連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。持参の場合は、持参する旨、事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負いません。

(2) 提出書類

ア 業務提案書（様式1）

業務提案書（様式1）の添付書類の内容については、任意様式A4判とし、両面カラー印刷で10枚以内（20ページ）としてください。添付書類作成の際は、評価基準（別紙2）に示してある以下の点を明確に記載してください。

イ 業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し

ウ 業務担当予定者の経歴等（様式3）

※業務実績を証明する資料の添付は必要ありませんが、確認させていただく場合があります。

エ 見積書（任意様式）見積り内容をできる限り詳細に記載すること。

※消費税および地方消費税を含んだ金額とすること。

オ 会社概要（個人の場合は事業概要）

(3) 部数

(2) 提出書類のアからオを順に並べ、長辺2点をホチキス止めして7部提出してください。

(4) 提出期限

令和4年4月26日（火）午後5時まで（必着）

9 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

ア 安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行います。

イ 選定委員会の委員は、行革・政策監、健幸=SDGs課長、健幸=SDGs課課長補佐、健幸=SDGs課公民連携係長とし、委員長を含む5名で審査します。

(2) 審査結果

- ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。
- イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別に電子メールで通知します。
- ウ 審査結果のメール通知後、安城市公式ホームページ「望遠郷」で結果を公表します。
- エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

(3) プロポーザル審査会

- ア 日 時 令和4年5月10日(火) 予備日：5月12日(木)
- イ 場 所 安城市役所
- ウ 説明時間 20分以内としてください。質疑応答の時間は説明時間とは別に15分とします。

エ 説明者

説明者は、本業務を実際に行う担当者が行うこととします。担当者に加えて担当以外の者が行うことは差し支えありませんが、出席者は2名以内としてください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ(ZOOM)により実施するものとします。

オ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、提出した業務提案書(様式1)及び添付書類をもとに実施してください。オンラインでプレゼンテーションを実施するため、提案内容をパワーポイント等に抜粋して使用することは差し支えありませんが、審査会終了後にパワーポイントのデータを電子メールにて提出してください。

カ その他

審査会の案内及びウェブ会議のためのURL、ミーティングID、パスワードについては、令和4年4月28日(木)17時までに応募者宛に電子メールで通知します。

10 評価基準

- (1) 評価基準は、別紙2「評価基準」のとおりです。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を候補者、他方を次点者とします。

総合計点が同点の場合は、今回の見積価格がより低いものを候補者とし、次に低いものを次点者とします。

なお、候補者が辞退した場合、又は候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とします。

- (4) 辞退をする場合は辞退する旨を記載した書面（任意様式）を令和4年5月13日（金）までに提出してください。

1 1 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがあります。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

1 2 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 提案書等に不備、不足があった場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額が委託料の上限額を上回った場合

1 3 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。業務仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

14 その他

- (1) 提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しないものとします。
- (3) 誤字等を除き、提出後の提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。誤字等軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡したうえで修正できるものとします。
- (4) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した事業者の提案書に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属します。
 - イ 決定されなかった事業者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととします。
- (6) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。

15 問合せ・提出先

安城市役所企画部健幸=SDGs課公民連携係 木村

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204 (直通)

FAX 0566-76-1112

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp